

(仮称)第4次さっぽろ子ども未来プラン素案【概要版】

1 計画の策定(位置付け、計画の対象、計画期間等)(第1章)

(1) 位置付け

- 前計画である「新・さっぽろ子ども未来プラン(平成27年度～令和元年度)」に引き続き、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例第46条第1項に基づく「子どもの権利に関する推進計画」及び子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、保育所等の需要・供給確保策を定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含した計画として策定する。
- 「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の方向性に沿った子ども施策分野の個別計画として位置付ける。また、令和元年度に策定する「アクションプラン2019」や、その他の子ども・子育て支援に関連する各分野の個別計画との整合性を図りながら、本計画を推進する。

(2) 計画の対象

- すべての子ども(おおむね18歳まで)とその子育て家庭(妊娠・出産期を含む。)及び若者(おおむね15～34歳まで、施策によって39歳まで)が主たる対象。
- 事業や取組によっては、市民、地域で活動する団体、企業、行政などすべての個人及び団体が連携や支援の対象となる。

(3) 計画期間

- 令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

2 札幌市の現状(前計画の実施状況)(第2章)

- 子ども・子育て支援新制度が開始し、保育ニーズの増大を踏まえた需給計画の改定を通して、待機児童対策に注力し、国定義の待機児童数は2年連続で0人を達成。
- 子どもの貧困対策計画、ひとり親家庭等自立促進計画を策定し、配慮を要する子ども・子育て家庭への各種取組も推進。
- 一方、「子どもを生き育てやすい環境だと思える割合」は低下傾向にあるほか、児童虐待など重大な権利侵害の実態も発生。市民ニーズに対応した新たな課題についても、着実に取組を進める必要がある。

(前計画における「計画全体の成果指標の達成状況」)

指標項目	当初値	H26	H27	H28	H29	H30	目標値
自分のことが好きだと思う子どもの割合	65.4%(H25)	63.1%	63.1%	64.6%	67.6%	67.4%	75.0%(R1)
子どもが生き育てやすい環境だと思える人の割合	60.7%(H25)	59.81%	55.9%	56.1%	54.4%	50.9%	75.0%(R1)

3 札幌市の現状(札幌市の子ども・子育ての現状)(第2章)

子どもに関する実態・意識調査(平成30年度実施)等における課題

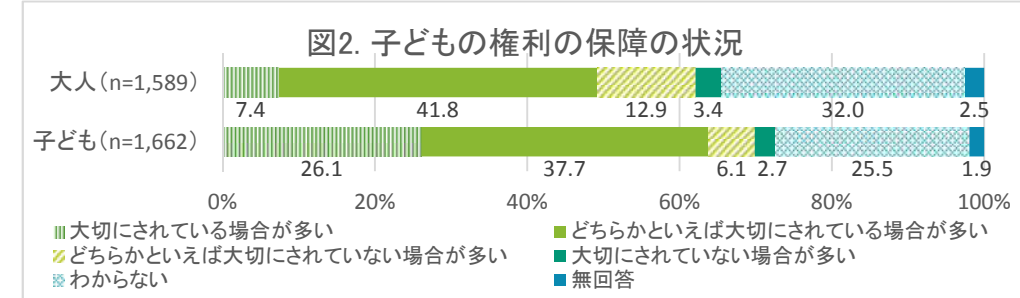
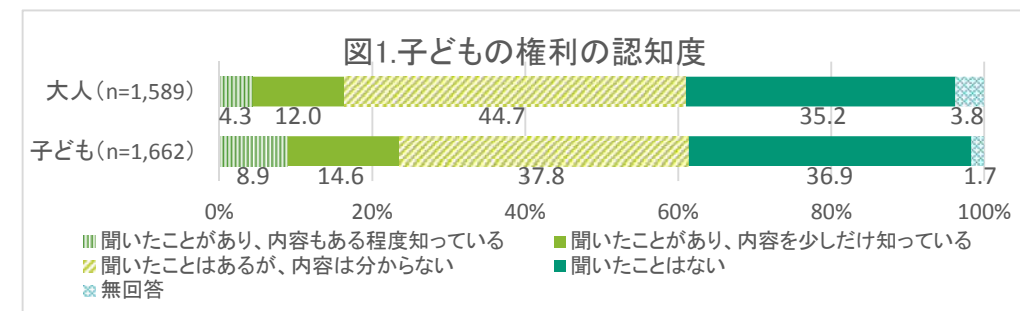


表1. 子どもアシストセンターの主な相談内容

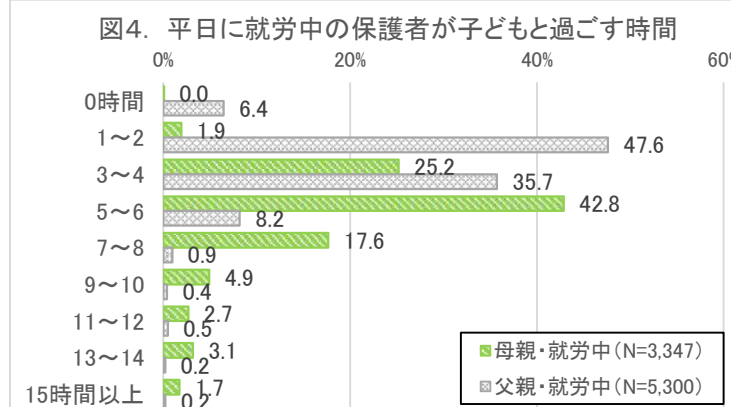
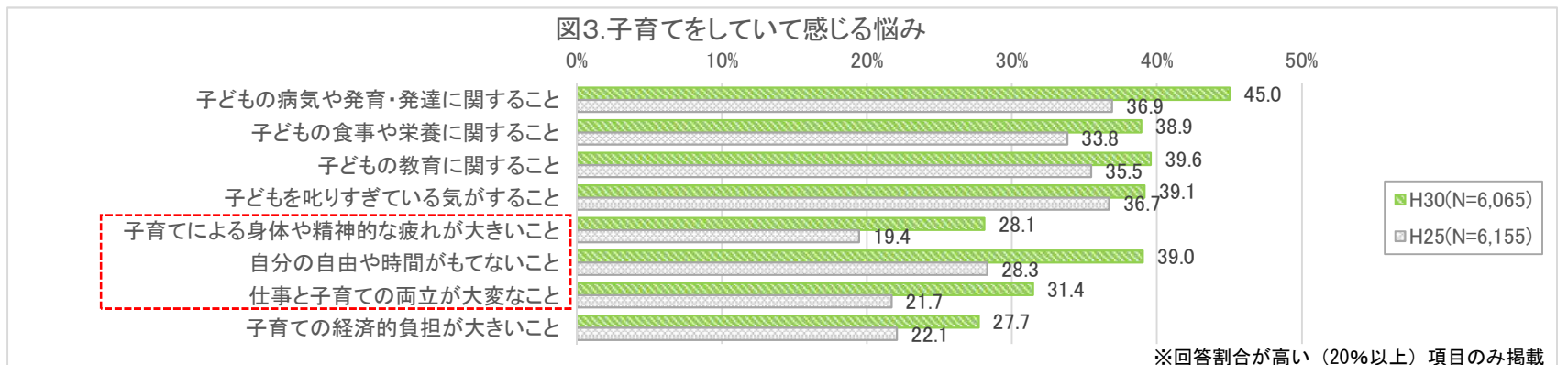
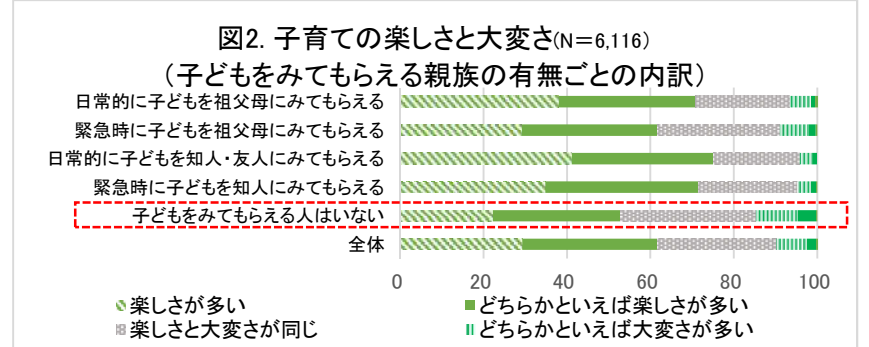
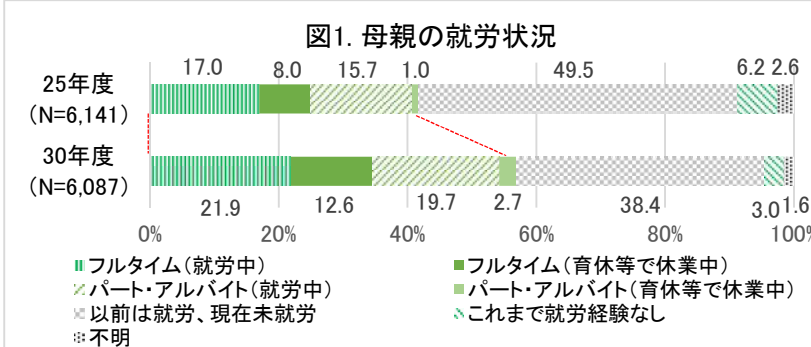
※平成30年度相談件数：延べ件数2,653件(実件数833件)

子どもからの相談	件数	割合	大人からの相談	件数	割合
① 友人関係	252件	(16.8%)	子どもと教師の関係	196件	(17.0%)
② 学習・進路	198件	(13.2%)	不登校	124件	(10.7%)
③ 親子・兄弟関係	168件	(11.2%)	養育・しつけ	110件	(9.5%)

【実態・意識調査結果における課題】

- ①乳幼児の保護者など、子どもの年齢等に応じた子どもの権利理解促進の取組
- ②市政や地域などで、子どもの主体的な参加を促進する取組
- ③子ども同士の相互理解や大人と子どもの様々な関わりを促進する取組
- ④相談先の周知や的確な対応など子どもの権利侵害からの救済体制の強化

就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査(平成30年度実施)等における課題



【ニーズ調査結果における課題】

- ①父親の育児参加を更に充実させるための取組
- ②仕事と家庭の両立支援に向けた企業への働きかけの強化
- ③子育てに孤立感を抱える者や、ストレスを抱える者への支援
- ④病児保育等のサービスの更なる拡充
- ⑤子どもの健やかな育ちを支え、保護者のストレスの軽減にもなりうる子どもの遊び場の検討
- ⑥悩みを抱える対象者に届く確実な情報提供手法についての検討
- ⑦市民ニーズの高い経済的支援について国制度や市独自制度を通して着実に実施
- ⑧保育ニーズの高まりを見据えた着実な取組

(仮称)第4次さっぽろ子ども未来プラン素案【概要版】

4 計画の推進体系(第3章)

(1) 基本理念

子どもの権利を尊重し、
子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち

(2) 基本的な視点

- ・視点1 子どもの視点
- ・視点2 すべての子どもと子育て家庭を支える視点
- ・視点3 成長・発達段階に応じて長期的に支える視点
- ・視点4 地域連携と庁内連携により社会全体で支える視点
(新たな視点)

【視点4】新たな視点
多様なニーズを抱えた子ども・子育て家庭に対し、地域の様々な社会資源の活用や、市役所の関係部局の組織横断的な取組により、支援が総合的につながる連携した取組を推進。

(3) 子どもが考える未来のさっぽろ

○子どもが考える子どもにやさしいまち

- 《個性を伸ばせる・チャレンジできるまち》
- 《子どもの意見が尊重されるまち》
- 《大人と子どもが交流できるまち》
- 《安心して相談できるまち》

令和元年8月に、小学生から高校生までの子ども未来委員会に参加した子どもたちが考えた「未来のさっぽろ」を掲載。

○さらに、子どもも大人も誰もが笑顔で暮らせるように…

- 《子育てにもやさしいまち》
- 《困ったときは助け合えるまち》

(4) 基本目標

基本目標1 子どもの権利を大切にできる環境の充実

- 札幌市の全ての子どもに関わる施策・事業の指針となる子どもの権利保障の推進を目指し、第3次子どもの権利推進計画の位置付けも含む。
- 特に、乳幼児保護者等への普及・啓発、権利侵害からの救済体制の充実を目指す。

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

- 安心して出産・子育てができるよう、仕事と子育ての両立支援の拡充や、保育所等の施設整備・質の確保、経済的ニーズへの対応に取り組む。
- 特に、保育ニーズの拡大に伴う待機児童対策、ニーズ調査結果を踏まえた父親の育児支援の拡充、乳幼児期からの切れ目のない相談支援の充実を図る。

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

- 次代を担う子どもや若者の成長を支える観点から、幼児・学校教育の推進、放課後の子ども達の健やかな育ちの充実、地域での多様な体験機会の拡充を目指す。
- ひきこもりなどの困難を有する若者が社会的に自立できる環境の充実を図る。

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

- 全ての子どもが安心して過ごせる環境の充実に向け、児童相談体制の強化を図るほか、障がい児、医療的ケアを要する子どもの支援の拡充を目指す。
- 子どもの貧困対策計画、ひとり親家庭等自立促進計画に基づく取組を着実に実施するとともに、共生社会の実現に向け、少数の立場に置かれる子どもが受け入れられる、寛容性のある社会の構築を目指す。

5 基本目標ごとの指標及び主要な活動指標(第3章)

(1) 計画全体の指標

指標項目	現状値	目標値
自分のことが好きだと思う子どもの割合	67.4% (平成30年度)	80.0% (令和6年度)
子どもが生み育てやすい環境だと思う人の割合	50.9% (平成30年度)	80.0% (令和6年度)

- 計画全体及び基本目標ごとに成果指標(アウトカム)を設定。
- 成果指標の達成に向け、どのような資源を投入し、どのような活動を行ったのかを表す活動指標(アウトプット)を複数設定。

(2) 基本目標ごとの指標

基本目標	指標項目	現状値	目標値
基本目標1 子どもの権利を大切にできる環境の充実	【新規】子どもの権利についての認知度	大人:61.0% 子ども:61.4% (平成30年度)	大人:75.0% 子ども:75.0% (令和6年度)
	子どもの権利が大切にされていると思う人の割合	大人:49.2% 子ども:63.8% (平成30年度)	大人:65.0% 子ども:70.0% (令和6年度)
	いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合	小学生:93.5% 中学生:88.1% 高校生:87.9% (平成30年度)	小学生:96.0% 中学生:90.0% 高校生:90.0% (令和5年度)
基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実	仕事と生活の調和がとれていると思う人の割合	47.1% (平成30年度)	70.0% (令和6年度)
	希望に応じた保育サービスが利用できた保護者の割合	67.3% (平成30年度)	80.0% (令和6年度)
	【新規】世帯における子育ての主な担い手は「父母ともに」と答える保護者の割合(※1)	47.6% (平成30年度)	60.0% (令和6年度)
基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実	難しいことでも、失敗を恐れずに挑戦している子どもの割合	小5:77.3% 中2:71.4% 高2:66.2% (平成30年度)	小5:78.0% 中2:72.0% 高2:67.0% (令和5年度)
	【新規】近所や地域とのつながりがある子どもの割合	47.8% (平成30年度)	60.0% (令和6年度)
	【新規】社会の一員として役割を持っていると感じる若者(※2)の割合	49.8% (平成28年度)	60.0% (令和6年度)
基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実	障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合(※3)	20.0% (平成30年度)	60.0% (令和6年度)
	【新規】子育てに楽しさよりも大変さの方が多く感じるひとり親(二世帯世帯)の割合	18.5% (平成30年度)	15.0% (令和6年度)

(3) 主要な活動指標

活動指標項目	現状値	目標値
出前講座など子どもの権利に関する啓発活動件数(累計)	— (平成30年度)	300件 (令和4年度)
地域団体等による子どもの参加の取組の実施数	265件 (平成30年度)	280件 (令和4年度)
子どもアシストセンター「LINE」相談件数	38件 (平成30年度)	1,000件 (令和4年度)
オレンジリボン地域協力員登録人数(累計)	16,346人 (平成30年度)	19,200人 (令和4年度)
認可保育施設等の利用定員数	31,147人 (平成30年度)	38,050人 (令和4年度)
病後児デイサービス事業実施施設数(累計)	6施設 (平成30年度)	8施設 (令和4年度)
保育士人材確保支援により就労に至った保育士の数	500人 (平成30年度)	1,200人 (令和4年度)
ひろば型子育てサロンでの年間相談件数	2,247件 (平成30年度)	3,000件 (令和6年度)
父親のための子育て講座の参加組数(累計)	— (平成30年度)	300組 (令和4年度)
札幌市ワーク・ライフ・バランスplus認証企業数(累計)	328社 (平成30年度)	800社 (令和6年度)
母子保健訪問指導員による初妊婦訪問事業実施率	42.2% (平成30年度)	65% (令和4年度)
札幌市奨学金の年間採用人数	1,306人 (平成30年度)	1,500 (令和4年度)
体育・保健体育の時間以外に子どもの体力・運動能力の向上を図る取組を行う小中学校の割合	79% (平成30年度)	100% (令和4年度)
新型児童会館整備数(累計)	6館 (平成30年度)	16館 (令和4年度)
新たに居場所づくりに取り組んだ、又は、機能や機会を増やした「子ども食堂」等の団体数(累計)	— (平成30年度)	40団体 (令和4年度)
ひきこもり地域支援センターにおける年間相談件数	1,473人 (平成30年度)	1,900人 (令和4年度)
フリースクールなど民間施設事業への補助団体数	9団体 (平成30年度)	10団体 (令和4年度)
児童家庭支援センター設置数(累計)	4か所 (平成30年度)	6ヶ所 (令和4年度)
学びのサポーター活用校が学びのサポーター活用事業を「大変有効」と感じている割合	86.6% (平成30年度)	100% (令和4年度)
医療的ケア児の受入れ体制を整備した公立保育所数(累計)	— (平成30年度)	5施設 (令和4年度)
子どもコーディネーターの巡回対象地区	6区30地区 (平成30年度)	10区87地区 (令和6年度)
ひとり親家庭向け相談窓口における相談受付件数(年間延べ件数)	13,343件 (平成30年度)	14,200件 (令和6年度)

(※1) ここでは、父親の育児参加の促進を表す成果指標であり、世帯構成は、「子+両親」、「子+両親+祖父母」の世帯のアンケート結果を示している。

(※2) 現状値は20~39歳のアンケート調査の回答結果を掲載している。

(※3) 平成30年度のアンケート調査結果は、母数が少ないため、当指標の現状値及び目標値は、参考値として掲載している。

(仮称)第4次さっぽろ子ども未来プラン素案【概要版】

6 具体的な施策の展開(第4章)

- 4つの基本目標に基づく計画体系を定め、目標達成に向けた施策の方向性や、具体的な事業を掲載する。
- 基本目標は前計画を引き継ぐが、前計画の実施状況や市民ニーズ調査の結果を踏まえ、充実・拡大すべき事項を、新たな基本施策として位置付ける。

・新計画にて新たに「基本施策」に位置付けたもの …●
 ・前計画から「基本施策」の内容・表現を変更したもの …●

基本目標1 子どもの権利を大切に する環境の充実

- 基本施策1
子どもの権利を大切に
する意識の向上
- 基本施策2
子どもの参加・意見
表明の促進
- 基本施策3
子どもを受け止め、
育む環境づくり
- 基本施策4
子どもの権利侵害
からの救済

基本目標1 子どもの権利を大切に する環境の充実

基本施策1 子どもの権利を 大切に する意識の向上

- 子どもの権利の普及・啓発
- 子どもの権利の理解促進（保護者）
- 子どもの権利の理解促進（子ども）
- 子どもの権利を生かした学校教育の推進

《主な新規・拡充事業》

●乳幼児期の保護者への 子どもの権利の 理解促進【拡充】

妊娠・乳幼児期の健診など様々な機会を捉えた働きかけにより、子どもの権利への理解促進を図る。

基本目標2 安心して子どもを 生み育てられる 環境の充実

- 基本施策1 ●
高まる保育ニーズ
への対応
- 基本施策2
社会全体での子育て
支援の充実
- 基本施策3 ●
妊娠期からの切れ
目のない支援の
充実
- 基本施策4 ●
経済的支援の
充実

基本施策2 子どもの参加・ 意見表明の促進

- 市政やまちづくりへの子どもの参加の促進
- 子どもが関わる施設や学校における子どもの参加の促進
- 地域における子どもの参加の促進

基本施策3 子どもを受け 止め、育む環境 づくり

- 子どもの安心と学びのための環境づくり
- 子どもが安心して暮らせる地域づくり
- 安心して子育てできる環境づくり（困難への気づき・相談支援）

●子どもアシストセンターLINE 相談の 実施【拡充】

より多くの子どもの声をくみ取る方法として、これまで期間限定で試行的に実施していた「LINE相談」を通年で実施する。

基本施策4 子どもの権利侵害 からの救済

- 子どもの権利侵害に関する相談・救済
- 児童虐待への対応
- 権利侵害を起さない環境づくり
- 子育てに不安を抱える保護者等への支援

基本目標3 子どもと若者の成長と 自立を支える 環境の充実

- 基本施策1
充実した学校教育等
の推進
- 基本施策2 ●
放課後の子どもの遊
び場・生活の場の
提供
- 基本施策3 ●
地域における子ども
の成長を支える環
境づくり
- 基本施策4
次代を担う若者への
支援体制の充実

基本目標2 安心して子どもを 生み育てられる 環境の充実

基本施策1 高まる保育 ニーズへの対応

- 保育施設等の整備による定員の拡大
- 多様な保育サービスの提供
- 保育人材の確保及び教育・保育の質の向上

《主な新規・拡充事業》

●待機児童対策の推進【拡充】

保育所、認定こども園、地域型保育事業の整備を促進し、保育定員の大幅な拡大を図る。

●保育人材確保緊急対策事業【拡充】

就労継続の支援、潜在保育士の掘り起こし、次世代の育成といった観点により、保育人材の確保を推進。

●病後児デイサービスの推進【拡充】

病気回復期で集団保育が困難な小学6年生までの児童への対応を図る病後児デイサービスの施設数を増設。

基本施策2 社会全体での 子育て支援の 充実

- 子育て家庭に対する支援の充実
- 子育て家庭が安心して暮らしやすい環境の充実
- ワーク・ライフ・バランスの推進

基本施策3 妊娠期からの 切れ目のない 支援の充実

- 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備
 - ・各区子育て世代包括支援センター機能の強化
- 健やかな子どもの成長・思春期の健康づくりへの支援
 - ・乳幼児健康診査、5歳児健康診査・発達相談
 - ・思春期ヘルスケア事業 等

●父親による子育て推進事業【拡充】

父親の子育て参加に関する意識改革・啓発や子育てに取り組む意欲を向上させるための情報発信等を実施。

●育児休業等取得助成事業【拡充】

新たに男性が育児休業を取得した場合に企業に対して助成を行うなど、働きやすい職場環境整備のための支援を実施。

基本施策4 経済的支援の 充実

- ・3歳未満児の第2子の保育料無料化事業
- ・札幌市奨学金支給事業 等

●子どもの医療費助成事業【拡充】

「通院」の助成対象について、令和3年度までに、新たに小学6年までを対象に加える。

基本目標4 配慮を要する子ども と家庭を支える 環境の充実

- 基本施策1 ●
児童相談体制の
強化
- 基本施策2 ●
障がい児、医療的
ケアを必要とする
子どもへの支援の
充実
- 基本施策3 ●
子どもの貧困対策
の推進
- 基本施策4
ひとり親家庭への
支援の充実
- 基本施策5 ●
子どもを受け入れ
る多様性のある
社会の推進

(仮称)第4次さっぽろ子ども未来プラン素案【概要版】

6 具体的な施策の展開(第4章)

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

基本施策1 充実した学校教育等の推進

- 幼児期の教育の充実
- 充実した学校教育等の推進

基本施策2 放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供

- 放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供
 - ・ 放課後児童クラブの過密化の解消
 - ・ 児童会館等再整備事業
 - ・ 民間児童育成会への支援事業 等

基本施策3 地域における子どもの成長を支える環境づくり

- 地域での子育て支援・虐待予防の推進
 - ・ 地域子育て支援拠点事業(子育てサロン) 等
- 子どもの安全・安心を確保する地域づくり
 - ・ 少年健全育成推進事業 等
- 子どもの生活の場など居場所づくり
- 多様な体験機会の場の充実
 - ・ 子どもの体験活動の場支援事業
 - ・ スポーツ、文化、芸術等の体験機会の充実

基本施策4 次代を担う若者への支援体制の充実

- 若者の成長及び自立への支援
- ひきこもり・不登校等、困難を有する子ども・若者への支援

《主な新規・拡充事業》

● 小中連携・一貫教育推進事業【拡充】

義務教育9年間を見通した小中一貫した系統的な教育を進め、義務教育の終わりまでに育成を目指す児童生徒の資質・能力を育む。

● 教育の情報化推進事業【拡充】

ICTを活用した授業を日常的に実施できるよう、タブレット端末等の機器や教材の整備と授業での効果的な活用に向けた取組を行う。

● 部活動における外部人材の活用事業【拡充】

部活動の運営を単独で行うことができる「部活動指導員」や、顧問教諭が不在でも単独で技術指導ができる「特別外部指導者」を派遣する。

● ひきこもり対策推進事業【拡充】

「ひきこもり地域支援センター」の運営、家族間の情報交換等の場である集団支援拠点「よりどころ」の拡充により、社会的自立への支援を行う。

● 相談支援パートナー事業【拡充】

不登校や心配のある子どもに対し、相談支援パートナー等を配置し、状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応に取り組む。

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

基本施策1 児童相談体制の強化

- 児童虐待防止対策体制の強化
- 社会的養育の推進

基本施策2 障がい児、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

- 乳幼児期・学校教育における支援体制の充実
- 障がいのある子どもへのサービス提供体制の充実
- 医療的ケアが必要となる子どもの受入れ環境の充実
 - ・ 公立保育所・小中学校・児童クラブにおける医療的ケア児への支援体制の拡充

基本施策3 子どもの貧困対策の推進

- ・ 子どものくらし支援コーディネーター事業
- ・ 子どもの居場所づくり支援事業(子ども食堂などの活動支援)

基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実

- ・ ひとり親家庭等自立支援給付事業
- ・ ひとり親家庭等日常生活支援事業 等

基本施策5 子どもを受け入れる多様性のある社会の推進

- ・ 民族、国籍、多様な性・性別のあり方などへの様々な配慮についての市民理解の促進

《主な新規・拡充事業》

● 各区子育て世代包括支援センター機能の強化【新規】

保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員を配置の上、支援体制の強化を図る。

● 各区子ども家庭総合支援拠点の設置【新規】

保健センターに「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、相談支援体制やその専門性を強化することにより、児童虐待の発生を予防する。

● 子ども安心ネットワーク強化事業【拡充】

子ども安心ホットラインの強化を図るとともに、児童家庭支援センターを増設し、同センターと児童相談所との連携による相談体制を強化。

● (仮称)第二児童相談所整備事業【新規】

増加する虐待通告等に対応するため、相談支援拠点としての第二児童相談所を整備し、児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応や、関係機関及び各区との連携強化など、相談体制の強化につなげる。

7 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画(第5章)

(1) 教育・保育の提供

- ・ 国の「子育て安心プラン(平成29年6月公表)」及び国の手引きを踏まえ、令和3年4月1日時点における、札幌市全体の必要供給量を最大限確保。
- ・ 増加する保育ニーズへの対応を加速し、ニーズ量>供給量となる行政区について、計画期間内の必要供給量を令和5年4月までに確保。
- ・ 供給量の確保に当たっては、既存施設の活用を優先することを前提とし、以下の方策にて供給量を確保する。

《供給量確保の方策》

- ・ 既存幼稚園・認可保育所から認定こども園への移行
- ・ 既存認定こども園・認可保育所の増・改築等による定員増
- ・ 既存幼稚園等における一時預かり事業
- ・ 既存認可外保育施設から認定こども園・認可保育所・地域型保育事業への移行
- ・ 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の新規整備
- ・ 企業主導型保育事業(地域枠)の活用

(2) 地域子ども・子育て支援事業

- ・ 平成30年度に改めて実施したニーズ調査結果によって把握したニーズ量に対して、計画期間内で必要供給量をそれぞれの事業の考え方に従って確保していく。

(地域子ども・子育て支援事業一覧)

1	利用者支援に関する事業	8	病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)
2	時間外保育事業	9	乳児家庭全戸訪問事業
3	放課後児童健全育成事業	10	養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他による要保護児童等に対する支援に資する事業
4	子育て短期支援事業(ショートステイ)	11	妊婦に対して健康診査を実施する事業
5	地域子育て支援拠点事業	12	実費徴収に係る補足給付を行う事業
6	一時預かり事業(幼稚園型)	13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
7	一時預かり事業(幼稚園型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)		

8 計画の推進体制(第6章)

(1) 計画の推進体制

- ・ 附属機関である「札幌市子ども・子育て会議」及び「札幌市子どもの権利委員会」において毎年度の実施状況(成果指標、活動指標及びSDGsの観点を含む)を報告し、点検・評価を受けた上で、次年度以降の事業の改善に活かす。

(2) 庁内の推進体制

- ・ 基本目標や基本施策ごとに縦割りの実施とならないよう、庁内の推進組織である「子どもの権利総合推進本部」にて毎年度、実施状況の進捗管理を行う。
- ・ 日常的に関係部局が組織横断的な取組を展開し、庁内一体となって本計画を推進。

(3) 計画の見直し

- ・ 社会情勢が変化し、特に第5章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画」を中心に、見直しが必要となった場合は、適切に市民ニーズ等を把握した上で、札幌市子ども・子育て会議での審議を経て計画の改定を行う。